「憲法修正第1条とアメリカの公教育 における宗教」に対するコメント

Response Comments on Beauchamp's Lecture

森 孝 一 Koichi Mori

[司会] マルシア・ビューチャンプ氏の講演を受けまして、森孝一神学部長・一神教学際研究センター長からコメントを述べていただきます。通訳は福島牧子さんです。 それでは森孝一先生からコメントをお願いします。

[森] ただいまご紹介に与りました森孝一です。どうぞよろしくお願いいたします。 ビューチャンプさんの丁寧なご講演によって、私たちはアメリカの政教分離と公教育 の関係、公立学校における宗教の問題、それが政教分離とどういうふうに関係してい るかについて、アメリカの場合の正確な情報を知ることができたと思います。心から 感謝申し上げたいと思います。

コメントに入る前に、アメリカにおける政教分離の原則はかなり日本と違っていますので、今のご講演の中で、皆さん、ご理解いただけたと思いますが、もう少し解説を加える形で日米の政教分離の違いについて、最初にお話しさせていただきたいと思います。

アメリカ合衆国の法律の中で、政教分離について書かれているのが憲法修正第1条です。アメリカが独立を宣言したのが1776年で、アメリカ合衆国憲法ができたのが1788年です。ところがアメリカ合衆国憲法の中には基本的人権についての権利の章典が書かれていませんでした。この理由についてはいろいろな分析ができますが、私はあまりにもあたりまえのことだから書かなかったのではないかと考えています。というのは、独立宣言の中にも書かれてあるように、アメリカ革命、アメリカ独立戦争は基本的人権を実現するために戦われた革命であったので、あまりにも自明のことであったために、憲法に書かれなかったのではないかと思うのです。しかしはっきり書いておくべきだという判断から1791年に修正条項の形で第1条から第10条まで、権利の章典、基本的人権について書かれたものが書き加えられました。

その第1条、基本的人権のはじめに書かれているのが「信教の自由」「政教分離」と「表現の自由」です。これが最も重要であると考えられたのだと思います。因みに第2条は何か。銃を持つことについてです。「銃を持つことが基本的人権である」と書かれてあるのが憲法修正第2条であるわけです。

さて憲法修正第1条の政教分離ですが、講演の中にあったように二つのことが書かれています。一つは「国教を制定することを禁止する」です。国教はつくらない。それまでのキリスト教の歴史を考えますと、紀元391年にキリスト教がローマ帝国の国教になって以来、ずっと国教としてキリスト教は存在してきたわけです。カトリックからプロテスタントが分かれた後も、プロテスタントは国教会制度をそのまま引き継いできたわけで、イギリスからアメリカにキリスト教徒たちが移民してきて植民地をつくった時も、植民地においては国教制度は継承してきたわけです。ところが、アメリカ合衆国ができる時に、自分たちは国教をつくらないと宣言した。これが第1番目の「国教制定禁止」条項にあたります。

もう一つ、英語では "Free Exercise Clause"、「宗教活動の自由」についての条項。国教はつくらないけれども、すべての宗教は自由に活動していいという内容です。この自由の範囲が問題であって、個人の内面においてだけではなく、パブリックな領域、公的領域においても宗教は自由に活動していいという、これが憲法修正第1条に書かれてある内容です。公的領域は何を指すか。政治や公教育です。政治や公立学校教育においても宗教は自由に活動していい。これを妨げる法律をつくってはいけない。ただ国教をつくってはいけない。政府が特定の宗教を支持したり、特別扱いしてはいけないというのがアメリカの政教分離の独特のあり方です。

ご講演の中にあったように、フランスはこれと全く違う立場をとります。公的な領域から宗教というものを排除していく。日本もそうです。日本においてもフランスと同じように公的領域から宗教を排除していくという政教分離の形をとっていると思います。

この日米の政教分離の違いを表すはっきりとした例、最近の例を一つご紹介したいと思います。それは両国における国立墓地の扱いについてです。日本の場合は小泉首相が靖国神社を参拝することについて、アジア各国からの強い批判が出てきておりますので、それを和らげる意味もこめて、国立の慰霊施設をつくろうという動きが出てまいりました。ただ今年の7月の参議院選挙を考慮して、日本遺族会を考慮して、自民党はすぐにはやらない。延長することになったというニュースが流れています。

日本における国立の墓地に関し、与党も野党も「国立墓地は非宗教的施設にすべきである」と主張しています。これは国立の墓地ですから公共施設です。「公共施設には宗教を持ち込んではいけない」というのが日本の政教分離の立場だと思います。これ

をアメリカと比較するとどうか。アメリカには200近くの国立墓地があるようです。最も有名なのはワシントンD.C.にあるアーリントン墓地です。故ケネディ大統領のお墓もここにあります。アーリントン墓地においては宗教は排除されていません。埋葬される故人、その家族の信仰を尊重する立場です。無宗教の人は無宗教で埋葬する。キリスト教徒はキリスト教のやり方で埋葬する。ユダヤ教はユダヤ教のやり方です。アーリントン墓地にはカトリックとプロテスタントとユダヤ教の聖職者がおります。その三つの宗教については専属の聖職者が埋葬にあたるわけです。しかしたとえば仏教徒の方が埋葬される時はどうするか。よそからお坊さんを呼んでくるわけです。イスラームの場合もそうです。呼んできて埋葬する。これは宗教を排除するのではなく、それぞれの宗教、信仰を尊重しながら共存を図っていく。国教扱いは何もしないというやり方であると思います。因みにアメリカの国立墓地で埋葬する費用は国が払います。それは特別のある宗教にだけお金を払って、他には払わないという形ではなく、全部に対して国が埋葬費用を出すわけです。そういう形で平等性を図っていく。これは日本やフランスのあり方と大きく異なっているのではないかと思います。

今後の日本社会を考えた場合、これから日本はさまざまな国の移民を受け入れなければならないようになると思います。そうなった時、さまざまな民族、さまざまな宗教の人たちとともに共存していくためには、アメリカの憲法修正第1条の精神は有効なのではないかと私は考えています。

さて次に、公教育における宗教教育に関し、日本の場合はどうか。皆さんご存じのように現在はほとんど行われていません。しかし数年前から、若い年代の殺人事件や悲惨な事件が起こってくるとともに、日本においても心の教育が重要であると政府によって言われてまいりました。政府が考えている心の教育は、ビューチャンプさんが述べられたようなさまざまな宗教についての教育、"education about religions"かというと、そうではなく、政府が考えていることは、日本の伝統的な宗教を教えていくべきだという、ある特定の宗教伝統による教育が考えられている。こういう点で日本とアメリカにおける公教育における宗教の扱い方はかなり異なっているのではないかと考えます。

以上が私の解説とコメントです。次にビューチャンプさんに私から三つの質問、リクエストを出させていただきたいと思います。

お話の中で文化戦争、"culture war"について語られました。これについても私から解説させていただきます。今までアメリカ社会を分断していたものは人種であったり、経済的格差であったり、それがアメリカ社会を分裂させていたと思います。しかし現在、アメリカ社会を真っ二つに分けている最大の要素は何か。価値観なのです。価値観の違いによる対立、戦争、これを"culture war"、「文化戦争」という名前で呼んでい

ます。単純化して言うならば、宗教的な価値観を尊重するグループと、そうではなくて世俗的な価値観を尊重するグループの二つの争いと言ってもいいと思います。統計によりますと、そのグループのパーセンテージはほぼ完全に二分されていると考えていいと思います。最もその対立がホットなテーマは何か。人工妊娠中絶です。中絶をどう考えるか。「中絶は女性に与えられている権利である」と考える世俗的なグループと、そうではなくて妊娠の瞬間から命が神様によって与えられたのであって「中絶は殺人である」と考える宗教的価値観を持ったグループ。統計をとりますと、両方とも45%と45%なのです。後の10%が態度未定。大体アメリカを二分している。

先程のお話では、文化戦争のバトルフィールド、最も厳しい戦場になっているのが公立学校であるということです。ビューチャンプさんはその問題に関し、現場で何とか共存を図るために働かれているわけです。最初のリクエストは、具体的な例として公立学校でどういう形で対立が存在していて、どのように解決しようとされてきたのか。具体的な例についていくつか語っていただければと思います。

二つ目のリクエストは、講演の中で三つのRについて語られました。一つ目は権利を表す"Right"、二つ目は責任を表す"Responsibility"、三つ目は尊敬を表す"Respect"。この三つのRを尊重していく。公立学校において尊重していくという運動をビューチャンプさんはじめ、憲法修正第1条センター(First Amendment Center)は中心にやっておられる。"3R Movement"と言われています。これが特に教育の現場で展開されたのがカリフォルニア州とユタ州です。中心的に行っていかれたのがビューチャンプさんです。カリフォルニアとユタというコンピネーションが面白いと思います。カリフォルニアはもっともセキュラーで、宗教にあまり興味を示さない地域でしょう。それに対してユタはモルモンの本場で、ほとんどモルモンが州を支配している。どちらでもない第3の道である"3R Movement"を展開されていったというのが面白いと思うので、本当に成功したのかどうか、具体例をぜひお聞かせ願えればというのか私の二つ目のリクエストです。

三つ目の質問は、ビューチャンプさんたちがお考えのように公立学校で宗教教育を行っていこうという時に、誰がどのように宗教について教えるかということです。特定の宗教を強制するような宗教教育ではありません。"about religion"、宗教についての教育ですが、一体誰が教えられるのか、どのように教えるのかという問題です。これは日本において切実な問題です。日本は第二次世界大戦の敗戦後、約60年間、公教育においては全く宗教が扱われてこなかった。ということは、ここにおいでの皆さんは学校教育において宗教を経験しておられないわけです。ということは、学校で教えようという時、教える教師がどうやって教えていいかわからないという問題があるわけです。具体的にカリキュラムをどう立てればいいか。教科書をどうやってつくれば

いいのかわからない。この問題は実はアメリカ合衆国においても同じような問題を抱えているわけで、講演の中にあったように、1962年、連邦最高裁が判決を出しまして、それまで行われていた公立学校における朝礼の時にお祈りをしていたことが「憲法修正第1条違反である」という判決が出たわけです。その後、公立学校はそれを深読みして、宗教について一切触れることをしなくなってしまった。それが約40年間続いているわけです。40年の間、アメリカの公立学校はセキュラーでしたから、世俗的で宗教についてほとんど教育がなされていなかったのですから、日本と同じように、誰が、どのようにして教えるかという問題は切実な問題であるわけです。これに対してビューチャンプさんたちがどのようなプロジェクトで、どのような活動を行っておられるのかについてぜひ教えていただきたいと思います。

[司会] 森先生の最初の解説で、日本とアメリカの状況の比較が、よりクリアになったのではないかと思います。リクエストとして三つの点に関して、ビューチャンプさんに質問があるということでした。最初にアメリカ社会は文化戦争ということで二つの形に分かれている。宗教的な価値観を尊重するグループと世俗的な価値観を尊重するグループ。アメリカ社会が二つに分かれているが、最も激しい戦場が公立学校であるとビューチャンプさんは講演の中でおっしゃったわけです。価値観の対立について具体的な例を教えていただけないかということです。

[ビューチャンプ] まず1番目のご質問ですが、すぐ思いつく例が2例ございます。 一つ目はアメリカの東部、ユダヤ教の人口が多い学校区での問題でしたが、12月のクリスマスをどのように公立学校で取り扱うのか、どういう儀式にしていくのかをめぐって議論百出いたしました。

実はこの学校では長年にわたって12月に入ると、クリスマスのページェントを行っていたのです。それを長年の間、ユダヤ教のご両親は黙認していた状況だったのです。しかし「とてもそんな状況は黙認できない」という人たちがこの学区に入ってきたのをきっかけに、「12月に学校でクリスマスの行事をすることは一切罷りならぬ」という主張を声高に述べるようになってきたのです。

こういう議論が出た時、三つのグループに分かれました。一つ目がキリスト教徒ではない、クリスチャンではない人たち。大半がユダヤ教徒でしたが、全員がそうだったわけではありません。2番目のグループはクリスチャンの人たち。「生まれてこの方、クリスマスの儀式を守ってきた。今さらやめたくない」というグループ。3番目のグループは宗教に対する思い入れはない。しかしながら「クリスマスのデコレーションはきれいだ、イベントは楽しい。子どもたちも楽しんでいるから、こんな楽しいホリデー・イベントを子どもたちから取り上げるのはやめて」という三つのグループが対立したのです。

ファースト・アメンドメント

ということで学区の方から私ども憲法修正第1条センターの長、公教育における宗教の運動の長を務めておりましたチャールズ・ヘイネスの方にSOSが出まして、どういうふうに解決したかということをご説明したいと思います。

まず三つのグループの声があるわけですから、三つのグループに必ずディスカッションの場に全員参加してもらう。どこかのグループだけではなく、三つのグループ全部に参加してもらってそれぞれの声を聞く努力をいたしました。そしてこの三つのグループは最終的にはある学術的な合意に到達することができたのです。どういうことだったか。クリスマスの行事はやめない。しかしあくまでも学術的、学問としてクリスマスをとらえる。クリスマスはクリスチャンの伝統にとっては非常に重要な出来事、イベントであると説明する。と同時にユダヤ教にとって重要な祝祭日は何か。イスラームにとっては、たとえばラマダンをはじめどういう重要なイベントがあるか。仏教にとっての重要なイベントは何かという、キリスト教にとってのクリスマスを教えると同時に他の宗教にとってクリスマスに匹敵する重要なイベントは何があるかをあわせて教えるということで、クリスマスの行事は続けていくけれども、セレブレーション、お祝いという扱いはしない。あくまでもキリスト教の中では重要だとされているイベントはこういうものがあるというとらえ方で学校教育を進めていくことで、当初、対立していた三つのグループが合意するに至りました。

2番目の例をお話ししたいと思います。これも公教育が戦争の場になってしまった、しかしながら共通の基盤を求めることができた、求めようとしている例です。カリフォルニア州のサンフランシスコの近くですが、サンフランシスコが大都市だとすると、サンフランシスコと様相が違う、どちらかというと地方、田舎の色彩が濃い、言い換えれば保守的な町である、そして保守的なクリスチャンが大半を占めている学区での出来事でした。

どういう出来事が起こったか。これはいわゆる「あの子はゲイではないか」「あの子はレズピアンではないか」、もしくはレズピアンっぽく見える、もしくはゲイっぽく見えるということで、具体的な生徒の名前を挙げて、「ゲイだ」「レズピアンだ」ということでいじめるようになったのです。場面によっては教師の方が友だちのいじめる行為を唆す。そういう傾向が見られました。

さらに火に油を注いでしまったことがありました。というのは、この学区の長の方が、ゲイやレズピアンに対するトレランス(tolerance) 寛容度の幅を広げるためのワークショッフに学校の教師を派遣することを決めたのです。それを聞いた地元の人は怒ったわけです。派遣するには公立学校ですから公のお金が動く。「公の予算をそんなことに使うなんて」ということで、マスコミを巻き込んだ大論争に発展してしまいました。

ちょうど町の近くで私と友人のオリヴァー・トマスがセンターのワークショップを 開催していまして、この学区の方から SOS が参りました。第一例目でも登場しました 私どもの長のヘイネスがまいりまして、まずこの地元のコミュニティで、この問題に ついて解決策を模索することに対し、関心を持っている人を皆呼び集めてくださいと いう依頼を学区長にしました。

でも、その関心のある人が集まったということで、ヘイネスが現場に行ってみたところ、会場は真っ二つに割れていたのです。一つのグループは、生徒に対するいじめがあったことに対して憤っているグループ。もう一つは公のお金を使って教師をワークショップに派遣したということに対して憤っているグループ。この二つに真っ二つに割れていたのです。

まず午前中は、ヘイネスが三つのR、権利、責任、尊敬のコンセプトについて半日をかけて説明をいたしました。午後になって参加者から自由に意見をと言ったところ、実際にいじめを受けていた若い男性が発言しました。「自分が求めているのは、学校に来て、自分が身体的なもしくは言葉によるいじめを受けないという安心感を持ちたいということだけだ。それ以外は何も望まない」と発言しました。

若い男性が発言した直後に、もう一つの公のお金を使って先生をワークショップに送ったことに反対していたグループで最前列にいたクリスチャン・ユース・グループ、キリスト教の若者グループの牧師の一人がただちに発言しました。「我々はキリスト教徒なのだから、生徒が学校に怖くて来られないということが絶対にあってはならないと信じている。我々としても、学校というのは生徒が安心して通学できる場所でないといけないということには同意している」というところから、お互いの溝を少しずつ埋めていくことができ、ある程度の合意を得ることができました。ただもともとの問題の根源であった、果たしてホモセクシュアリティが適切なライフスタイルのチョイスかどうかに関しては、もちろん合意は得られないのですが、コミュニティとして安全な学校の環境を守っていく必要性については合意することができたのです。そしてこのミーティングがあってから1年半後、地元のコミュニティの115人の人がかかわった一つのポリシー、施策が成果として出ました。その施策の名前は「学校の安全に対する権利、責任、そして尊敬」ということでした。

2番目の質問に移ってもよろしいですか。

[司会] 公立学校が激しい戦場であるということで二つの例を挙げていただきました。 一つはカリフォルニアのサンフランシスコの近くの保守的な町ということでした。2 番目の森先生の質問は、世俗的であると言われているカリフォルニア州とモルモンが 支配的な州であるユタ州において、憲法修正第1条を生かす教育は受け入れられてい るのか。成功しているのかについて。 [ビューチャンプ] まずなぜカリフォルニア州で3R運動を行ったのかという理由がユニークなのですが、その理由はアメリカにおいて公立学校で採用する教科書について決定する際には、人口統計的に見てテキサス州とカリフォルニア州で採用された教科書をアメリカ全土の教科書として採用するという一つの方針があるのです。ということで、カリフォルニア州でどのような教科書が採用されるかという影響力の大きさを理解していましたので、チャールズ・ヘイネスがファースト・アメンドメント・センターとしてカリフォルニア州に力を入れて我々の運動を展開するべきだと考えて、3R運動の投入を図ったわけです。

森先生からカリフォルニア州は比較的世俗的な州だという説明を頂戴しました。確かにそうです。ただカリフォルニア州は多様性をはらんだ州で、より世俗的な色彩のあるところもあるかと思えば、カリフォルニア州南部最大の郡であるオレンジ・カウンティはアメリカの中でも最も保守的なクリスチャンのコミュニティがあるところです。またロサンゼルスとサンフランシスコを見ても、アメリカで最も宗教上の多様性の多いコミュニティを抱えているとも言えると思います。そういう意味でカリフォルニア州は世俗度も高いし、同時に宗教度も高い州という位置づけができるでしょうか。

次になぜユタ州でということですが、ユタ州の方がユタ州以外で開催されたファースト・アメンドメント・センターのワークショップに参加されて、ファースト・アメンドメント・センターで提唱している価値観が自分たちの価値観に近いものがあるということで、ワークショップを終えてユタ州に戻られて、そういう個人の方たちが努力されて3R 運動をユタ州で展開されたという経緯があります。

それとよく私も各学区の長、学校の関係者に冗談のように言うのですが、ファースト・アメンドメント・センターの提唱している考え方、精神、3R 運動をカリフォルニア州とユタ州で成功できれば、アメリカのどこででも通じる話だと思っているからということもあります。

それともう一つ、特定の宗教が支配的であるユタ州で3R 運動の原則が比較的簡単に受け入れられた背景として、モルモン教というのはアメリカの歴史の中で近代になってから宗教的な迫害を経験した宗教だからではないかと考えています。そういう意味で、ユタ州での事例というのは興味深い事例だと言えるでしょう。と言いますのは、モルモン教徒にとってみても迫害を経験していますので、いかに宗教の自由を守ることが重要であるかということは心底感じているわけです。あわせて彼らからしてみれば、自分たちの信じている教えを他人にも信じてもらえるように、もちろん暴力を使ってはいけませんが、説いていく自由、機会、可能性を十分に残してほしいという意識が強かったので、我々の原則を受け入れてくれたような気がします。公教育という場を離れますが、宗教の選択の自由を担保すると同時に、それを選択するのであれば

自分が信じるもの、信仰しているものを他人にも信仰してもらえるように働きかける 自由をも担保する、そういう考え方で受け入れられたような気がします。

ただ同じ3R 運動でもユタ州とカリフォルニア州では実施の仕方が異なりました。カリフォルニア州が州面積の広い、郡、地域が分散している州であること、それに対してユタ州は小さな州であることの違いなのですが、カリフォルニア州の場合は各カウンティ、郡の学区長に対して3R 運動の実施を依頼したのです。具体的にこの3R 運動をどのように実施するかという方法については、各郡によって異なったというのがカリフォルニア州の場合。他方、ユタ州の場合は規模が小さいということで、ユタ州の教育担当局の方で直接3R 運動を展開しました。具体的にはこの教育長がユタ州内の教師を対象にワークショップ、教師の指導カリキュラムを組む場合、その中に3R 運動についての議義、議演も含むという形で州の教育長が主導を握りました。

どの程度、成功しているか。いろいろなケースがありますが、一つ興味深い例をご紹介しましょう。教壇に立って27年というユタ州のある先生が、3R運動に関するワークショップに参加されました。それは1991年です。それまでも長い間、教鞭をとっておられた。担当されていたのは8年生(中学2年生)ですから、ユタ州の歴史についての授業でしたが、ワークショップに参加するまでは宗教のことに触れずにユタ州の歴史を教えていた。ユタ州の歴史を教えるのに宗教に触れなかったら一言で済んでいたのではないかと思ったくらいです。

[司会] 3番目の森先生からの質問。宗教について教育する際の教師にそれを教える能力があるのかどうか。日本においては第二次世界大戦の敗戦以降、公立学校において宗教は取り扱われてこなかった。ノウハウはないわけです。アメリカの場合も1962年以降、約40年間、アメリカの公立学校でも宗教は扱われていないということです。こうした状況で、教師に対してどのような教育、どのようなカリキュラムを持っていったらいいか。それに対してファースト・アメンドメント・センターはどのような試みをして、うまくいっているのかどうかを教えていただきたいと。

[ビューチャンプ] 実はこの点が我々にとっても最大のチャレンジであり、私どもが今、まさに直面している問題だと申し上げられると思います。今、ご説明をいただきましたような背景から、私どものうち大半の者は宗教を学問として学ばずに今まで過ごしてきているわけですから、どのような形で学問的に正しい宗教についての採り上げ方を教師がしていけるのかということに関して、私どもはボトムアップとトップダウンの二つの方向からの解を求めています。

ここで言うボトムアップは何か。具体的に教師、各学区の行政担当者、学校の経営 担当者に対して、関連のワークショップ、トレーニングを実施する。教師であれば全 米何とか大会とかの場面でワークショップを開催する。州によって、場所によって、 他よりももっと厄介な問題を抱えているという地区であれば、そこに出向いてワークショップを行う。あわせて学校の方から「問題を抱えているのだが」という SOS が出た場合には、出向いてワークショップをしたり、仲介役をとらせていただいたりしています。ただそうは言っても簡単にできることではありません。対象の人数が多いわけです。ユタ州、カリフォルニア州でやっている例では、第一弾のワークショップで宗教についての教育ができる知識を持つ教師を育てる。その教師が次のグループを育てていくという形で、すそ野を広げるボトムアップの努力を、難しいですが、継続しています。

トップダウンには二つの側面があります。まず、1960年代の最高裁の判決以来、関連の法律に関する解釈での誤解が蔓延してしまっている。その誤解を訂正する努力をしています。法律でどのようなことが規定されているのかを明らかにするために、ガイドラインを出しています。ガイドラインの中の一つ、教師用のガイドラインの3ページに「私はどのようにすれば宗教について教えることができるのでしょうか」という項目があります。幅広い形で意見を吸い上げて一致をみた内容の「こういうアプローチをとれば学問的に正確で適切な宗教についての教育をすることができるのではないか」という項目を挙げています。ガイドラインを出していくことで理解をさらに深めていく。これがトップダウンの一つの側面です。もう一つの側面に移りましょう。

もう一つのトップダウンの方策として、教員養成課程の中で、世界の宗教の伝統についての科目、またどのようにすれば適切に学問的に宗教についての教育をすることができるかという科目、履修コースを設けていただく働きかけをしています。これは私ども、アメリカ宗教学会の「学校における宗教」のタスクフォースが中心となりまして、いろんな大学とパートナーを組んで、大学の中でも教員養成コースを持っている、宗教、宗教学に関するコースも持っている大学に対して、どのようにすれば教員養成の中で、宗教についての教育ができる科目を盛り込んでいくことができるか、大学内部でのコラボレーション、共同作業を通して教員養成のためのモデルがあるのではないかと提起していただく形をとっています。

最後にもう1点だけ付け加えておきたいことがあります。2001年9月11日、アメリカの同時多発テロ以降、変わってきたことがあります。同時多発テロ前はアメリカにおきまして、公教育、公立学校の教師はできるだけ宗教から離れていきたい、宗教というものを何らかの形で採り上げると、それは議論を招くだけだから避けていきたいという気持ちが強かったのですが、同時多発テロ以降、避けては通れない問題になってきています。「イスラームについての情報がほしい。知識がほしい」という声が社会で高まってきています。したがって教師の方が自主的にイラスームについての知識、情報を自分で学ぶようになってきています。即ち「どのように教えることによって、

現実問題として宗教が人間の動機づけにもなり、また宗教がどのように歴史を形作ってきたのか、また宗教が個人の生活、人生にどのような影響を及ぼしうるのかということを理解したい」という、情報に対する、理解に対する飢餓感や渇望感が、アメリカの社会に台頭しているということは、これからのアメリカの公教育における宗教をとらえるうえで、心強い動きではないかと思います。そういうことを採り上げる必要があるということが、今や認識されているというのが同時多発テロ以降、変わったことではないでしょうか。

[司会] ありがとうございました。3番目の質問のお答えは現在進行中の事柄であって、重要な課題となっているということでした。森先生の3項目の質問に対して、具体的にお話しいただきました。